平成２１年（フ）第１１１３号
大阪府貝塚市窪田167番地清原ハイツ202号、前住所大阪府貝塚市王子40番地１服部方
債務者　為定加代子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１１５号
大阪府泉大津市助松団地３番33―403号
債務者　木下有津子（旧姓薬師・大川）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１１７号
大阪府岸和田市春木旭町30番15号
債務者　杉本　清江
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１２１号
大阪府和泉市池上町３丁目９番58―207号、前住所大阪府泉大津市曽根町３丁目７番８号森団地243号
債務者　佐々木　登
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１２２号
大阪府岸和田市並松町24番Ｂ―508号
債務者　瀧谷恵美子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４４２号
香川県さぬき市志度360番地２　ハイツ宝Ｃ105号
債務者　嶋田千代美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５１８号
香川県小豆郡土庄町小江1065番地２
債務者　湊　　友和
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１０５号
福岡県築上郡築上町大字上ノ河内1175番地
債務者　前田みつ子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
長崎県長崎市戸町３丁目20番22―206号、旧住所岐阜県各務原市那加浜見町１丁目211番地
債務者　彌冨　昭子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２号
千葉県鴨川市東町1479番地２
債務者　鈴木　洋志
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第４２２号
山梨県甲府市千塚３丁目７番39号　根津住宅２号棟
債務者　安　　甲洙
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
香川県仲多度郡多度津町東浜２番21号
債務者　曽根由紀子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２２９号
福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原315番地
債務者　阿部ひとみ
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２９５６号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山１番地９　宮津団地１棟405号
債務者　藤井　秀和
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９６３号
愛知県尾張旭市新居町西浦3164番地　コーポ城山201号
債務者　眞城節子こと　金　　節子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０９０号
名古屋市中村区道下町５丁目４番地の２　ペリエ101号、申立時の住所名古屋市守山区高島町388番地の４　レジデンスアムール201号
債務者　山田　宏子（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３８８号
名古屋市昭和区御器所３丁目10番３号　天池閣403号、住民票上の住所名古屋市昭和区御器所２丁目10番２号
債務者　長田　　大
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部